



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 10 日(火)
第 8 7 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (730) (福祉保健課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (731) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (2 件) (732・733) (企業支援課) 2
	家畜商法による講習会の開催 (734) (畜産課) 5
	土地改良区の役員の就任 (735) (中部総合事務所農林局) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (736) (西部総合事務所地域振興局) 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (737) (会計指導課) 6
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (738) (人権教育課) 6
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 6

告 示

鳥取県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護事業者の主たる事務所の所在地又は居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ケア スタッフ	米子市目久美町 34-12	ケアスタッフ ハッピーセンター 米子夜間対応型 訪問介護	米子市皆生温泉 三丁目15-50	夜間対応型訪問 介護	主たる事務所の 所在地に係るもの 平成27年2月 28日
					居宅事業所の 所在地に係るもの 平成25年11月 1日

鳥取県告示第731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町 南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	居宅介護、重度訪問介護	平成27年11月30日

鳥取県告示第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ゴダイドラッグ用瀬店 鳥取市用瀬町別府字キシ田91-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市綿町104

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市綿町104
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年7月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,230平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 47台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 36台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 24平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 12.09立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成27年11月2日
- 9 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成27年11月10日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス琴浦店 東伯郡琴浦町大字丸尾字井出領116-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年7月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,716平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 73台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 11.65立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成27年11月2日
- 9 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成27年11月10日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び琴浦町商工観光課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第734号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開催日時

平成27年12月14日（月）及び同月15日（火）午前9時から午後5時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室

3 講習の科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課及び鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/>）において交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540円）に相当する額の鳥取県収入証紙を貼り付けて、平成27年12月2日（水）までに5の場所に提出すること。

5 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課

電話 0857-26-7290

鳥取県告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年11月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

就任した役員の氏名及び住所

理事 足 羽 徳 弘 倉吉市新田240

平成27年10月14日就任 任期 平成29年3月31日まで

鳥取県告示第736号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年12月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年11月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成27年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人専友会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤田 教正

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市吉岡392-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、「ものづくり」産業を中心としたなかで、長期的あるいは構造的な経営課題のうち、「ものづくり」技術等を持つ優秀な人材確保は今後より大きな課題となっており、山陰地域の「ものづくり」等の事業の活性化のための人材育成のため、鳥取県内の学生・生徒の学業を支援することで、若く優秀なものづくり人材を輩出していくことに結びつき、鳥取県の産業の活性化を促すことにより、鳥取県の地域振興に寄与していくこと、並びに、この地域の中小企業発展を考えるなかで、経営上の課題解決などに、的確な外部支援を行うことにより、自立的で効果的な解決の道筋を求め、企業の発展を促すことで、地域の活性化の礎となるものと考えられ、これらに対応できる人材を確保しニーズを持つ企業にそのノウハウを提供していくことにより、鳥取県地域の振興に寄与していくことを目的とする。

鳥取県告示第737号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
579	米子信用金庫 北支店	住所変更	米子市東福原六 丁目11-1	米子市東福原 六丁目12-9	平成27年11月24日

鳥取県告示第738号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号356039、408038、412056、414067、414104、417100、418022、418034、418050、419074、419088、421044、422055、423041）

3 委託期間

平成27年11月3日から平成28年2月29日まで

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成27年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能につ	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、	150問

いての試験	疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
-------	--

2 試験の日時

平成28年2月12日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成28年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成27年12月7日（月）から同月10日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成27年12月10日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成28年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
 なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、450円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10

の(2)の問合せ先に相談すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成28年3月11日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したもののについては、平成28年3月31日(木)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、82円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7204)に問い合わせること。